

2005年2月16日
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

国民健康保険料の賦課、徴収及び滞納処分業務に係るコンピュータ処理について
(答申)

2005年2月9日付けで諮問(第138号)された国民健康保険料の賦課、徴収及び滞納処分業務に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

国民健康保険料の徴収は、自主納付、口座振替、嘱託職員による訪問徴収の3方法があり、納付期限までに納付されない場合は、地方自治法第231条の3第1項の規定により納期限の翌日から起算して20日以内に督促状を発送するほか様々な納付対策を図っているが、国民健康保険料の滞納額は年々増加し、国民健康保険料の徴収率は低下してきている。

(2) コンピューター処理をする必要性について

- ① 国民健康保険料の徴収及び滞納整理事務は、平成4年度から稼働しているホストコンピュータによる国保オンラインシステムを利用し、滞納者の賦課、収納情報の個別情報を把握し、短期証の発行・電話催告を行っている。

しかし電話催告を毎月滞納世帯(約15,000件)に行うことは困難なため、自動電話督促システムを平日の夜間並びに土曜、日曜及び祝日の昼間

に導入することにより、効率的な未収金の回収を図ることができるため、自動電話督促システム導入に伴うコンピュータ処理をする必要性がある。

② コンピュータ処理をする個人情報の項目

毎年度新規滞納者となった者の氏名、電話番号

③ システム機器構成

PC : Dell Optiplex GX150 OS Windows2000 15インチモニター 1台

マルチメディアカード NTTデータVS-402MC

(3) 安全対策について

「藤沢市情報セキュリティポリシー」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、「藤沢市国民健康保険料自動督促電話システム取扱要領」を定め、起動時・システム使用時のパスワードの設定、システム使用責任者の明確化、システム機器を鍵付き専用室に設置すること、さらにこれを鍵付き収納ラックに保管すること、そしてフロッピーディスクは鍵付きキャビネットに収納保管を行い、データが書き込まれたハードディスクは藤沢市の所有とし、契約満了後システム返却時にはハードディスクを保険年金課で保管を行い、個人情報の適正な管理を行う。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ処理について認めるものである。

コンピュータ処理をする必要性について

ア 実施機関は、自動電話督促システムを導入し平日の夜間並びに土曜、日曜及び祝日の昼間に電話催告を行うことにより、効率的な国民健康保険料の徴収事務の執行を行うことが可能となることから、コンピュータ処理をする必要性は認められる。

イ 安全対策

本業務の処理に当たっては、「藤沢市情報セキュリティポリシー」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、「藤沢市国民健康保険料自動督促電話システム取扱要領」を定め処理するため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上